



福岡県医発第2276号(地)
平成19年 3月30日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



北九州市老人医療費支給制度(41)の廃止と経過措置について

北九州市において、平成19年4月1日から北九州市老人医療費支給制度が廃止される旨、北九州市保健福祉局保健医療部より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、経過措置として平成19年3月31日時点で資格要件を満たす方は、70歳になるまで北九州市老人医療費支給制度を引き続き受給できます。(その場合、平成19年7月に医療証の切り替えがあります。)

記

1. 廃止日 平成19年4月1日
2. 経過措置
対象者 対象年齢 69歳(昭和13年4月1日以前に生まれた方)
所得制限 市民税非課税で世帯員の所得が基準額以下の方
その他 市内に3ヶ月以上住所を有する人
健康保険に加入している人(社会保険の本人は除く)
※ 上記の基準日は平成19年3月31日
3. レセプト請求方法 従来どおり請求してください。
(経過措置対象者を含む)



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

北九保保年第1561号
平成19年3月15日

福岡県医師会 会長 会長 様

北九州市保健福祉局保健医療部
保険年金課長 熊本 哲生

北九州市老人医療費支給制度（41）の廃止と経過措置について（お知らせ）

平素から福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北九州市では平成19年4月1日から北九州市老人医療費支給制度を廃止いたします。
なお、経過措置として平成19年3月31日時点で資格要件を満たす方は、70歳になるまで本市老人医療費支給制度を引き続き受給できます。（その場合、平成19年7月に医療証の切り替えがあります。）

つきましては、貴会員様にご周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 廃止日 | 平成19年4月1日 |
| 2 経過措置
対象者 | 対象年齢 69歳（昭和13年4月1日以前に生まれた方）
所得制限 市民税非課税で世帯員の所得が基準額以下の方
その他 市内に3ヶ月以上住所を有する人
健康保険に加入している人（社会保険の本人は除く） |

上記の基準日は平成19年3月31日

- | | |
|------------|----------------------------|
| 3 レセプト請求方法 | 従来どおり請求してください。（経過措置対象者を含む） |
|------------|----------------------------|

＜連絡先＞ 〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局保健医療部
保険年金課福祉医療係（担当：松木、篠原）
TEL：093-582-2415
FAX：093-583-6142

